

## 仕 様 書

- 1 工事件名：北熊本（R3）宿舎風呂釜更新工事
- 2 工事場所：熊本県熊本市北区八景水谷2-1-1 八景水谷宿舎8号棟
- 3 工事期間：契約締結日の翌日～令和4年3月31日（木）
- 4 工事概要

工 事 項 目	規 格	数 量	備 考
1 給湯設備工事			
(1) 風呂釜据付	バランス形風呂釜	6 台	
(2) 配管工事	給水、ガス	1 式	
(3) 撤去工事		1 式	

## 5 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（以下、「標仕」という。）」「公共建築改修工事標準仕様書（以下、「改修標仕」という。）」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議のうえ[ 施工計画書（施工の具体的な計画を定めたもの）・施工図・工事工程表 ]を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾をうけた場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、工事完了後速やかに現像し、A4判アルバム（プリント可）に整理のうえ1部提出すること。
- (6) 工事实施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 工事实施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 工事实施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次のア～カの事項を満たすものとする。
  - ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
  - イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
  - ウ 安定的な供給が可能であること。
  - エ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - オ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
  - カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

- (10) 工事に必要な電気・水についてはすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
- (11) 工事可能時刻は、9時00分～17時00分とする。ただし、入居者との調整の結果これを超える時間については監督官と協議するものとする。
- (12) 本工事で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材引渡書を提出し、所定の位置（場内運搬距離約1km）に搬入・集積する。その他の廃品等については、飛散防止処置後、所定の位置（場内運搬距離約0.5km）に搬入・集積すること。
- (13) 本工事は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (14) 請負者は下請等契約を行う場合は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工台帳等、官側が求める書類等を速やかに提出及び処置を行うこと。
- (15) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を工事現場に備えると共に監督官に提出すること。なお、提出時期は工事施工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
- (16) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

## 6 特記事項

- (1) 工事实施室番号については下記のとおりとする。

項目	数量	8号棟
風呂釜据付	6台	101、201、304、402、403、501

- (2) 本工事で据付をする風呂釜等の適用種別は下記のとおりとする。

風呂釜（代表型番を記載、同等品可）

品名	型式		規格	各戸数量	備考
	(株)ノーリツ	リンナイ(株)			
バランス型風呂釜	GBSQ-821D BL (13A)	RBF-A80S2N	8.5号	1台	
給排気トップ	DL-301型	80S2 W WS300			
給水配管	給水フレキ管		13A	1m程度	
ガス配管	強化ガスホース		1/2	600mm	
可とう管ガス栓			1/2	1個	

- (3) 本工事は入居者いながらの工事となるため、工事实施に際しては細心の注意を払って実施すること。
- (4) 風呂釜等更新工事については、撤去から据付完了まで施工日当日で完了するものとし、工事終了後に入浴可能な状態で官側による確認・検査を受けるものとする。
- (5) 給排気トップ部分において、既設木枠が老朽腐敗している箇所については、施工者側で補修を実施するものとする。
- (6) 官側との調整により工事工程が確定した際には、請負者において入居者へ通知するものとし、工事が遅延しないよう、最善を尽くすものとする。
- (7) その他工事实施中、請負者の責にない事由において工事を完了できない事案が発生した場合、官側と調整し、解決するものとする。

## 7 提出書類

- (1) 種類・部数

ア 工程表

1部（契約後すみやかに）

イ	現場代理人等指名・変更通知書	1部（契約後すみやかに）
ウ	着工届	1部（着工当日）
エ	竣工届	1部（完了当日）
オ	工事打合簿、工事日誌	1部（その都度）
カ	材料検査簿	1部（材料搬入時）
キ	使用材料承認願及び承認図等	1部（すみやかに）
ク	作業写真	1部（工事完了後すみやかに）
ケ	工事内訳明細書	1部（契約後すみやかに）
コ	発生材引渡書	1部（必要時のみ、引渡時）
サ	施工体制台帳の写し	1部（工事施工前及び変更時）
シ	マニフェストの写し	1部（処分完了後速やかに）
ス	産業廃棄物運搬・処分業の許可証・契約書の写し	1部（契約後すみやかに）
セ	各種報告書、試験成績書等	1部（工事完了後すみやかに）
ソ	その他指示された書類（その都度）	

(2) 提出方法

提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。